

写

証 監 委 第 1474 号
平成 20 年 10 月 30 日

統括検査官
特別検査官
専門検査官
証券検査官

殿

証券取引等監視委員会事務局長
西原 政雄

空売り規制に係る管理態勢等の検証について

証券取引等監視委員会では「平成 20 事務年度証券検査基本方針及び証券検査基本計画」における重点検証分野として「公正な価格形成を阻害するおそれのある行為の検証」を掲げ、金融商品取引業者等の売買管理態勢等に対する検証を行ってきているところである。

今般、政府においては、現行の空売り規制に加え、次の新たな規制を導入した（別紙参照）。（注：別紙として添付する政府令等は掲載省略）

- （１）売付けの際に株の手当てがなされていない空売り（Naked Short Selling）の禁止
- （２）一定規模（発行済株式総数の原則0.25%）以上の空売りポジションの保有者に対する、証券会社を通じた取引所への報告の義務付け（11月中旬施行予定）

以上を踏まえ、当面の間、証券会社に対する検査においては、空売り規制の実効性を確保する観点から、以下の対応を取ることとするので了知されたい。

今後の検査においては、新たな規制を含め、空売り規制及びフェイルに係る管理態勢を重点事項として掲げ、検証を行うこととする。

現在実施中の検査についても、同様に検証を行うこととし、当該事項の検証のため、必要に応じて臨店期間の延長も検討するものとする。

なお、検証の対象期間は、原則として検査対象期間とするが、各社の実態に応じて柔軟に対応することは差し支えない。

本通達は、平成 20 年 10 月 31 日から適用する。

以上